

KISER Discussion Paper Series No.12
2008/4

税制の再分配効果について

呉 善充

関西大学大学院経済学科研究博士課程

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、
(財) 関西社会経済研究所の公式見解を示すものではない。

税制の再分配効果について

呉 善充**

【要旨】

本稿では、所得格差問題への対応の必要性を各種データから計測されるジニ係数やタイル尺度により確認したうえで、所得税の改革の方向性を考えるために、1980年代後半になされた抜本的税制改革以降の所得税・住民税による再分配効果はどのように推移してきたのかをあきらかにした。

まず所得格差問題については、1985年から2005年にかけて課税前のジニ係数を計測すると、『家計調査年報』による全世帯、勤労者世帯データでは、再分配前における不平等度は増減を繰り返してはいるが、2001年以降では1985年の水準に戻っている。『税務統計』によってジニ係数を計測すると、給与所得者の課税前での不平等度は、若干不平等化している。申告所得者の課税前の不平等度は、タイル尺度で見れば、20%上昇している。この要因は、営業所得者における高所得者層の不平等度が増したことが大きいことがわかった。『貯蓄動向調査』と『家計調査年報』によると、資産保有については、タイル尺度で見れば、65%縮小している。これは過去20年間で資産の保有形態が有価証券から定期性預貯金へと移行したためである。

『国民生活実態調査』と『国民生活基礎調査』のデータによって年齢階層別に不平等度を見ると、1985年から2005年にかけて全体としては、ジニ係数で見れば、不平等度は13%拡大しているが、60歳以上の世帯を除くと不平等度は7%の拡大にとどまる。このことから高齢化が不平等度の拡大に寄与していることがわかった。また、若年層、中年層の不平等度が拡大しているが、これは単身者世帯の増加によるものである。

抜本的税制改革以降の税制改革による純粋な再分配効果を抽出してみると、改革の潮流であった累進税率表のフラット化は、課税後のジニ係数におよぼす影響はそれほど大きくなかったことがわかった。格差拡大のほとんどが高齢化と単身者世帯の増加で説明できるため、納税者の大多数を占める給与所得者に対する所得税の累進度を強化しても、格差問題の解消にはつながらない。したがって、格差問題に対応して累進度を強化する必要性は薄いといえる。

抜本的税制改革前後と、2007年税制における実効限界税率を見てみると、実効限界税率は低下しているものの、改革前後で給与収入1500万円の単身者でも租税負担率は2%減少しているにすぎない。改革前と2007年時点では租税負担率は8%減少していることがわかった。

これまでの分析をふまえると、今後の所得税の改革の方向性として、所得格差の拡大については、要因は高齢化、単身者世帯の増加による要因が大きいことから、納税者の多くを占める給与所得者に対する所得税の累進度の強化は格差問題の解消に直結しない。格差是正には税制のみならず、いまひとつの所得再分配政策である社会保障制度との一体的な対応が必要になる。営業所得者内における不平等度の拡大については、クロヨン問題の解決があり、納税者番号導入の是非とともに考える必要がある。

* 本稿は(財)関西社会経済研究所における研究プロジェクト「受益と負担のあり方に関する研究」や第64回日本財政学会において報告した内容の一部を筆者の責任によって加筆修正したものである。研究プロジェクトにおいては、主査である橋本恭之教授(関西大学)を始め、跡田直澄教授(慶應義塾大学)、林宏昭教授(関西大学)より助言を頂いた。また学会報告においての討論者であった八塩裕之専任講師(京都産業大学)からは大変有益なコメントを頂いた。記して深く感謝申し上げたい。

**関西大学大学院経済学研究科博士課程後期 E-mail: ca3d002@ipc.ku.kansai-u.ac.jp

1. はじめに

近年、日本では所得格差が拡大してきただと言われてきた。所得格差の拡大については、大竹(2005)が主張するように、その原因のほとんどは、高齢化で説明できるという見方も多い。この見方が正しいのであれば、現役世代内での所得格差を是正する手段として機能する累進税率構造の見直しよりも、社会保障制度改革による格差是正に寄与することになる。

90年代以降に所得格差拡大が関心を集める中で、日本では、1986年の抜本的税制改革以降、所得税の税率構造はフラット化が進められてきた。フラット化が所得税の再分配効果を弱めるならば、課税前だけでなく課税後の「格差」も拡大することになる。

本章では、このような問題意識にもとづき、格差問題への対応の必要性を確認したうえで、所得税の改革の方向性を考えるために、これまで所得税・住民税による再分配効果がどのように推移してきたのかをあきらかにする。

本章の具体的な構成は以下の通りである。

第2節では、格差問題を正しくとらえるために、まずは既存の研究成果を整理する。次に、『家計調査年報』、『税務統計から見た申告所得税の実態』、『税務統計から見た民間給与の実態』、『国民生活基礎調査』、『貯蓄動向調査』を用いて、課税前の所得格差および、資産格差の推移を計測する。『家計調査年報』による分析では、勤労者世帯と全世帯双方の不平等度の推移に違いがみられるかにも着目する。『税務統計』による分析では、給与所得者間での格差の推移と申告所得者内の所得者別の格差の推移を比較する。また『貯蓄動向調査』と『家計調査年報』を用いることによって資産価格の変動が格差にどのような影響を与えているのかを検証する。『国民生活基礎調査』による分析では、高齢者を除くデータと高齢者を含むデータの双方で不平等度の変化を比較することで、格差拡大の原因が高齢化によるものかどうかを確認する。

第3節では、所得税の再分配効果をみるために、まず抜本的税制改革以降の再分配効果の推移を計測し、その変動が如何なる税制改革によってもたらされたかを検証する。実は、所得税の再分配効果は、累進税率構造だけに依存して決定するわけではない。かりに再分配の強化をめざして、最高税率を引き上げたとしても、その最高税率が適用される納税者が一人もいないならば、その改革は累進度に全く影響することはない。抜本的税制改革以降、最高税率の引き下げにより税制がフラット化されてきたと言われている。しかし、当時の最高税率適用者の数が非常に少なかったのなら、必ずしもフラット化は再分配効果をゆるめてきたとは言えなくなるわけだ。フラット化が再分配効果に与えた影響を正しく把握するためには、税率表の改正だけの純粋な再分配効果と所得分布を考慮したときの複合的な再分配効果を分離する必要がある。本章では純粋な税制による再分配効果を取り出して分析をおこなう。このため、まず当該年度の所得分布と税制から計測した課税後ジニ係数(ケース1)と当該年度の所得分布に前年度税制を適用して求めた課税後ジニ係数(ケース2)を比較する。ケース2は、仮に税制改革がなかった場合に実現したはずの課税後ジニ係数を意味するから、両者の差は税制改革による再分配効果の変化分のみを示すことになる。さらに、抜本的税制改革時点から所得分布が変化しなかった場合についての課税後ジニ係数(ケース3)も計測した。次に、税率表の改正の純粋な効果を取り出すために、所得が均等に分布している場合での、所得と税額との間の関係を示す租税関数を推計した。

第5節では、これらの分析結果をふまえて、所得税の改革の方向性について私見を述べることでむすびとする。

2. 所得格差の現状と推移

2.1. 所得格差に関する先行研究

本節では所得格差の現状とこれまでの推移についてどのような議論がなされているのかをみることにしよう。特に所得格差の拡大に対しては人口が高齢化していることが主な原因であるという主張が多くなされている。表1は、所得格差についての先行研究をまとめたものである。

大竹・斉藤(1999)は、1981年と1993年の『所得再分配調査(厚生省)』の個票データにより不平等度が上昇している要因を「高齢化」、「年齢階層内」、「年齢階層間」に分解している¹⁾。結果として、2期間のデータを比較してみると、当初所得での不平等度の高まりの30%は高齢化によるものであり、年齢階層内では若年層と中年層で高まっているが、年齢階層間では弱まっているとしている。年齢階層間において格差が弱まった原因として税と社会保険料負担の上昇があるととしている。

大竹(2000)は、1980年代、1990年代において日本の所得格差は拡大しているが、この期間中にバブル経済が崩壊したことから資産格差は縮小しているし、バブル期間では高かった金融業の賃金が低くなっていることから産業間賃金格差は縮小しているとしている。近年の年俸制の導入については、個々の企業レベルや、大卒40歳以上の年齢層では格差拡大があるが、学歴合計で見れば、年齢内賃金格差は安定的であるとしている。また、『全国消費実態調査(総務省)』における2人以上普通世帯・課税前年間所得によって年齢階級別ジニ係数を計測すると、1979年から1994年にかけて不平等度は年齢内では安定しているが、全世帯で見れば上昇しているとしている。しかし、年齢内所得や賃金は年齢が上がるにつれて大きくなり、その傾向が安定的であるので、人口が高齢化すると全世帯で見れば不平等度は上昇するとしている。

1) 大竹・斉藤(1999)によると、『所得再分配調査』はランダム・サンプリングであり、所得階層や世帯の種類も幅広く調査されていることから不平等度の値が真の値に近いとされている。

表 1 所得格差の要因についての研究

出所	データ	分析手法と結果
大竹・斉藤 (1999)	1981年と1993年の『所得再分配調査(厚生省)』の個票データ	「高齢化」、「年齢階層内」、「年齢階層間」に分解 当初所得での不平等度の高まりの30%は高齢化
大竹(2000)	1979年から1984年の『全国消費実態調査(総務省)』における2人以上普通世帯・課税前年間所得	年齢階級別ジニ係数 年齢内では安定しているが、全世帯で見れば上昇 要因：年齢内所得や賃金は年齢が上がれば大きくなるので、高齢化すると全世帯で見れば不平等度は増す
太田(2000)	『全国消費実態調査』、『国民生活実態調査』、OECD(1998)	年齢別に国際比較 生涯所得で見ると国際的に格差は小さい
山田(2002)	OECD(2001)の結果	高齢化の影響を国際比較 1990年代半ばにおいて、引退世代の所得格差が就労世代の所得格差が相対的に大きいのは日本とアメリカのみ(高齢化のみではない)
橘木(2000)		1980年以降から所得階層の2極分化が問題 高齢者間の所得格差、能力主義、業績主義によるにおける賃金格差の拡大が進行する可能性を重視 男女間賃金格差の拡大の可能性(女性パートタイマーの増加)

太田(2000)は、『全国消費実態調査』、『国民生活実態調査』とOECD(1998)のデータを用いて、日本の所得格差について国際比較をおこなっている。太田(2000)は、日本の賃金体系が年功的な要素を多く含んでいることをふまえて、年齢間の格差を取り除いた年齢別の所得格差について国際比較をおこなっている²⁾。太田(2000)は「同一世代内の格差」やいわば「生涯所得」の格差でみた場合には、日本は国際的にみてより小さめである可能性が高い³⁾としている。

白波瀬(2005)は1990年代の日本の急な高齢化が不平等度を拡大させているのかについて、特に世帯構造の変化に注目して分析している。『国勢調査』によると、全世帯に占める65歳以上の高齢者がいる世帯の分布は、1975年から2002年にかけて21.7%から36.6%へと急激に高齢化が進行していることを示している。高齢者がどのような世帯に属しているのかについて見れば、3世代世帯割合が大幅に減少し、夫婦のみ世帯や単独世帯の割合が急上昇しているとしている⁴⁾。『国民生活基礎調査(厚生省)』のデータにより、1986年から1998年にかけてのジニ係数を計測すると、1986年から1989年にかけてジニ係数は上昇するが、1990年代では「若干増加するものの概して所得格差の程度は安定している。」としている⁵⁾。高齢者がいる世帯と高齢者のみの世帯について見ると、前者のほうが後者に比べてジニ係数が高いが、近年は縮小傾向にあるとしている。

また白波瀬(2005)は、高齢者のいる世帯を「高齢男性単独」「高齢女性単独」「高齢夫

2) 太田(2000)は年齢別の家計所得(税込み)の世帯主年齢別のデータによって国際比較をしている。

3) 太田(2000)5ページ、3行目から引用。

4) 高齢者のみ世帯は1975年から2002年にかけて15%から42.5%に上昇しているとしている。

5) 白波瀬(2005)167ページ、2行目から引用。

婦のみ」「その他の高齢（多くは3世代世帯）」と構造的に分解してみると、1986年時点では、世帯構造別の不平等度に差が生じていたが、近年は縮小あるいは収斂する傾向にあるとしている。しかし、可処分所得を見ると、その他世帯とそれ以外の構造を持った世帯との格差は改善される傾向にあっても、大きく劣っており、特に女性単独世帯の所得は、その他の高齢世帯と比較して半分より下であるとしている。高齢者がどのような世帯に属するかによって所得格差が大きく異なるのは日本の特徴であるとしている。

小塩(2006)は、『所得再分配調査』を用いて、1980年から2001年までの所得格差の要因を検討している。結果として、年齢階層内格差の要因を分解すると、「1983年から2001年にかけての格差拡大のうち、人口高齢化と世帯規模の変化によって説明できる部分は、前者50.9%と後者13.9%の合計、すなわち64.8%ということになる。」としている⁶⁾。再分配後の所得分配状況については、「所得再分配のかなりの部分は年齢階層間で起こっており、しかもその度合いは強まりつつある。これは、賦課方式的な形で運営されている社会保障制度を反映した、年齢階層間の所得移転に起因するものである。また、所得格差の縮小は高齢層で最も顕著に見られるが、これは若年層からの所得移転による平均所得の引き上げを反映したものだ。」としている⁷⁾。

山田(2002)は、OECD(2001)の結果により日本の高齢化による所得格差への影響を国際比較している。OECD(2001)によると、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて日本の年齢構成の変化がもっとも大きい。山田(2002)は、スウェーデン以外の国で所得格差が拡大した要因は高齢者のシェアが増えたことであるとしながらも、1990年代半ばにおいて、引退世代の所得格差が就労世代の所得格差が相対的に大きいのは日本とアメリカのみであるとしている。

橘木(2000)は、所得格差の拡大の要因として高齢化の存在があることは認めつつも、1980年以降から所得階層の2極分化が起きていることを指摘している。すなわち白波瀬(2005)にあるような、高齢者間における所得格差の拡大を重視しており、「高齢化が原因となって所得分配の不平等化に貢献したのは事実であるが、不平等化を問題なしとはいえない」としている⁸⁾。

大竹(2000)への反論としては、「勤続年数や年齢間格差が縮小傾向にあるので、高齢化による賃金格差幅は将来減少する可能性が高い。」とし⁹⁾、また能力主義や業績主義による賃金決定の進行が個人間や企業間の賃金格差が広がる可能性を主張している。

また橘木(2000)は、年齢間格差が拡大していないという主張にたいしては、「賃金は年齢以外に、性、教育、職業、企業規模、産業、等々様々な要因によって決定されるので、それぞれの要因に関して賃金格差がどう変遷したかを調べる必要がある。」とし¹⁰⁾、自身の研究成果から女性のパートタイマーが増えたこと、時給賃金が男女間で拡大したことに

6) 小塩(2006)24ページ、13行目から引用。

7) 小塩(2006)36ページ、15行目から引用。

8) 橘木(2000)3ページ、3行目から引用。

9) 橘木(2000)3ページ、11行目から引用。

10) 橘木(2000)3ページ、25行目から引用。

よって男女間賃金格差は拡大する傾向にあるとしている。

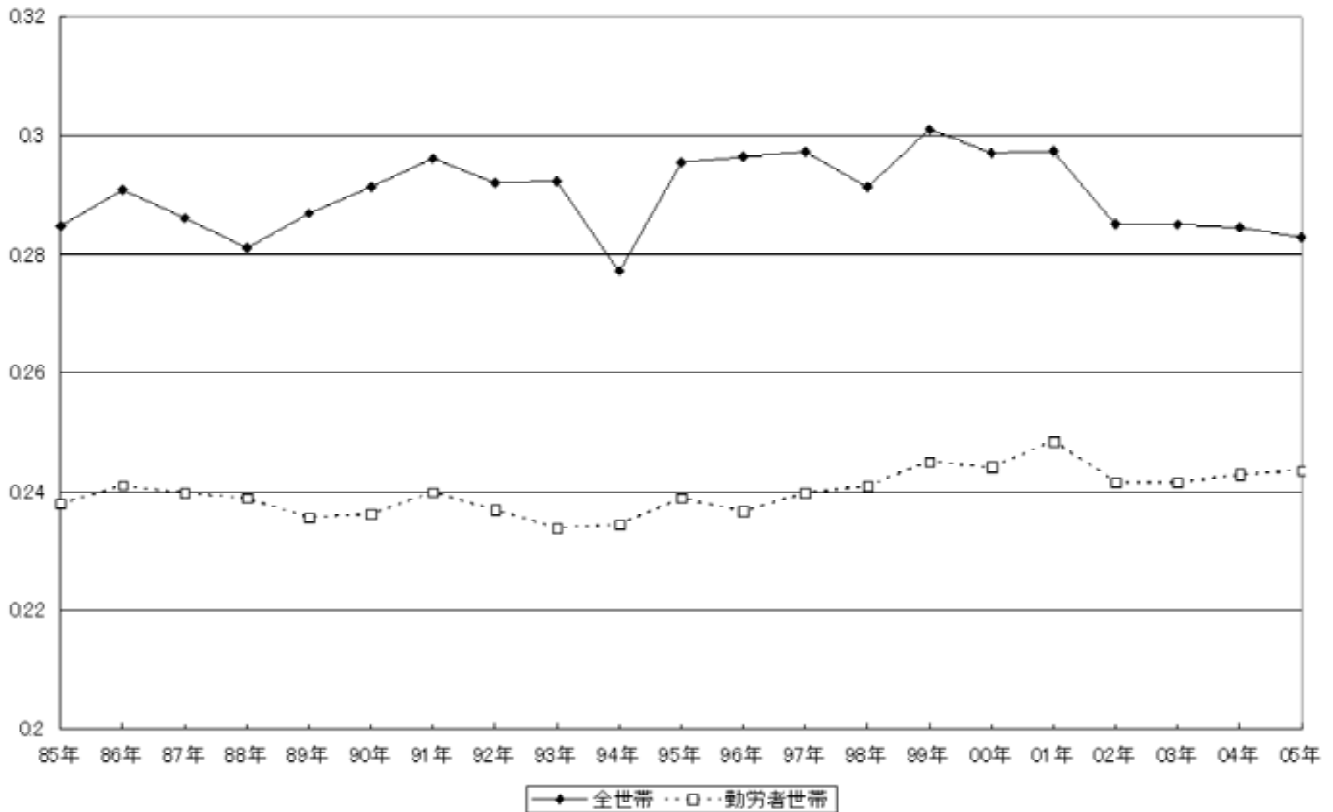
このように所得格差についての議論は数多いが、格差が拡大していることに対しては高齢化が主因であることに関しては共通の認識と言えそうである。高齢化が要因であるとするならば、格差是正への政策としては現役世代内での格差是正よりも、社会保障給付による再分配政策が有効である。現在、所得格差の拡大が話題になる中、現役世代への課税による所得再分配効果を発揮する所得税はこれまで所得格差に対してどのように対応してきたのであろうか。以下では、これまでの研究に用いられてきた『家計調査年報』、『国民生活基礎調査』と税に関する情報に詳しい『税務統計』も加えて所得格差の時系列的な動きを見ることにしよう。

2.2. 所得階級別の課税前不平等の推移

これまでの所得格差はどのように推移してきたのかを、課税前のジニ係数を計測することでみてみよう。図1は1985年から2005年までの『家計調査年報』の全世帯と勤労者世帯の課税前の段階の所得である年間収入におけるジニ係数を計測した結果である¹¹⁾。

図1を見ると、全世帯と勤労者世帯ではジニ係数の値で概ね0.02ポイントの差がある。格差問題が表面化した90年代後半から2001年にかけて全世帯におけるジニ係数は上昇傾向にある。もっとも所得格差が拡大している時点は2001年であり、ジニ係数は0.249である。一方、最も所得格差が縮小している時点は1993年であり、0.234である。1985年時点では0.2381であり、2005年時点では0.2436である。勤労者世帯については、上下への動きは全世帯とよく似ているが、振れ幅が大きい。1987年、88年、94年、98年、2002年の格差縮小のレベルが大きい。最もジニ係数の改善が大きいのは93年から94年にかけてであり、その値は0.02ポイントである。勤労者世帯において最もジニ係数が高い値を示している時点は99年であり、この時点のみで、0.03という値をとっている。全世帯、勤労者世帯については、20年前の課税前所得でのジニ係数と現在の値ではほとんど変化していないことがわかる。

11) 年間収入を用いたのは、『家計調査年報』において全世帯と勤労者世帯で課税前の所得で共通する項目は年間収入のみであるからである。

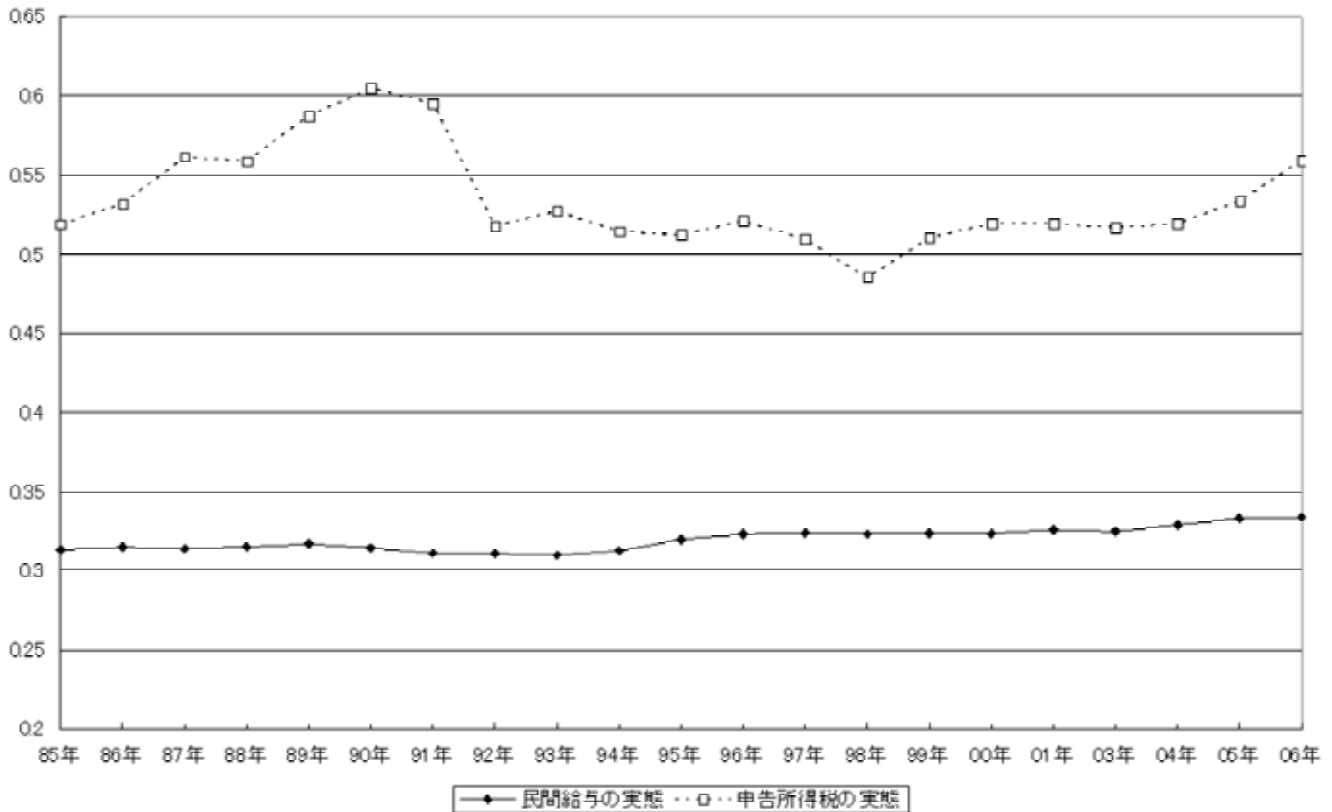


出所)『家計調査年報』各年版より作成¹²⁾。

図1 『家計調査年報』による全世帯と勤労者世帯による課税前ジニ係数の推移

全世帯と勤労者世帯によってジニ係数の動きの振れ具合が異なっている理由の1つに世帯の属性の相違があると考えられる。『家計調査年報』の定義と概要によると、全世帯は「勤労者世帯」と「勤労者世帯以外の世帯」を含んでいる。「勤労者世帯以外の世帯」には、個人営業世帯、無職世帯を含んだその他の世帯が含まれている。「勤労者世帯」には社長、取締役、理事などは含まれておらず、それらは「勤労者世帯以外の世帯」に含まれている。勤労者世帯はサラリーマン世帯として考慮すると、全世帯のほうが不平等度の動きは勤労者世帯よりも大きくなるものと思われる。

12) 利用したデータは、「年間収入五分位・十分位1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出(全世帯)および(勤労者世帯)」の十分位のデータである。



出所)『税務統計から見た民間給与の実態』および『税務統計から見た申告所得税の実態』各年版より作成¹³⁾。

図2 『税務統計』による課税前ジニ係数の推移

図2は、『税務統計から見た申告所得税の実態』と『税務統計から見た民間給与の実態』を用いて課税前所得のジニ係数を計測した結果を示している。『家計調査年報』のデータが世帯レベルであるのに対し、『税務統計』のデータは、納税者1人あたりレベルであることが特徴である。所得格差を『民間給与の実態』は、給与所得者1人あたりで見ることができ、『申告所得税の実態』は営業所得者、農業所得者、その他所得者全体の1人あたりで見ることができる。本章では所得税の再分配効果を分析することを目的としているので、納税者内で課税前における不平等度はどのように推移してきたのかを見るためには『税務統計』の時系列データが有用である。

図2によると、『税務統計から見た民間給与の実態』からのデータにおける、課税前のジニ係数の動きは94年以降、右上がりの傾向にあるが、申告所得者の動きほど大きくないことがわかる。ジニ係数の動きを前年からの変化率で見ると、94年から95年にかけての値が2.5%と最も大きい。この年以外においてのジニ係数の変化率は、ほとんどが1%以内で推移している。ジニ係数は1985年から2005年にかけて微増、微減があり、0.314から0.334に増加している。

次に『税務統計から見た申告所得税の実態』によると、課税前のジニ係数の値は、1985

13) 『民間給与の実態』からは「第17表給与階級別の諸控除」を用いた。また、『申告所得税の実態』からは、「第2表所得階級別所得金額(合計)、納税者数(合計)」を用いた。

年から1990年にかけて上昇し、1991年から1998年まで下落し、1999年から2005年まで上昇傾向にある。景気拡大期は、所得格差は拡大するという傾向が数値からも読みとることができる。1985年から2005年にかけてジニ係数は0.519から0.560へと7.8%上昇している。所得格差の拡大が問題と言われるようになった時期として1995年から2006年を抽出してみると、この期間中にジニ係数は9.2%上昇している。

課税前所得における所得分配状況の違いはそれぞれのデータに含まれる属性の違いが表れているものと思われる。『申告所得税の実態』では営業所得者、農業所得者の所得階級のデータが記載されている。申告所得者全体では、所得格差が拡大しているという結果が得られたが、如何なる所得者において格差が大きいのかを見ることにしよう。

不平等度を計測する尺度としては、ジニ係数がよく用いられるが、ここではタイル尺度を用いることにしたい。タイル尺度は対象とする所得分布を複数のグループに分割し、グループ別かつ全体の不平等度を計測することでグループ間の不平等度が全体の不平等度を与える影響を分解することができる¹⁴⁾。このような分析をおこなったものとして、橋本・上村(1997)が存在する。彼らは1996年の『全国生計費調査(日本生活共同組合連合会)』の個票データを用いて村山税制改革の再分配効果をタイル尺度によって計測している。

本章では、所得税のフラット化への潮流のはじめと言われる抜本的税制改革がなされた以降の所得格差に関心があることから、現在との比較年次として改革より前の時点である1985年と最新データ年次である2005年を比較することにした。

タイル尺度は(1)式のように表される¹⁵⁾。ただし、 T はタイル尺度、 s_i は第 i グループの所得が全体の所得に占めるシェア、 n はグループの数をそれぞれ表している。タイル尺度は0から1の値をとる。タイル尺度は1に近い値ほど不平等度が高いことを示す。この式によって、まずグループごとのタイル尺度を計測し、グループごとのタイル尺度をもちいて再度全体のタイル尺度を計測することでグループ間タイル尺度と全体のタイル尺度を計測することができる。

$$T = \sum_{i=1}^n s_i \ln ns_i \quad (1)$$

まず、給与所得者の不平等度をタイル尺度によって寄与度分解してみよう。表2にその結果が示されている。全体のタイル尺度は0.1386から0.1209へと23%上昇しており、全体としての不平等度は拡大していることがわかる。所得階層別に見ると、タイル尺度は、低所得階層は33%、高所得階層は51%、中所得階層は1%上昇している。このことから1985年から2005年にかけての不平等度の拡大は低所得階層と高所得階層間での不平等が拡大したことが原因であり、格差は2極分化していることがわかる。

14) この分解を寄与度分解という。

15) タイル尺度については Theil (1967)を参照。日本語文献では、高山(1980)19ページから23ページが詳しい。

表 2 給与所得者のタイル尺度による寄与度分解

	1985年				2005年				タイル尺度
	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	変化率
低所得階層	7900887	0.0444	0.1663	0.007	5640608	0.0593	0.0763	0.0045	33%
中所得階層	14779447	0.0276	0.6708	0.019	17999890	0.0278	0.6051	0.0168	1%
高所得階層	1528546	0.0452	0.1628	0.007	4098939	0.0685	0.3186	0.0218	51%
所得階層	24208880		1.0000	0.033	27739437		1.000	0.0432	
合計									
グループ間		0.1054				0.1277			21%
合計		0.1386				0.1709			23%

出所)『税務統計から見た民間給与の実態』より作成¹⁶⁾。

備考)低所得階層は、100万円以下から300万円以下まで、中所得階層は、400万円以下から800万円以下まで、高所得層は、1000万円から2000万円超までを含んでいる。

表 3 申告所得者全体のタイル尺度による寄与度分解

	1985年				2005年				タイル尺度
	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	変化率
低所得階層	3065145	0.0517	0.1312	0.0068	2839143	0.0494	0.0869	0.0043	-4%
中所得階層	3427484	0.0576	0.3966	0.0228	4051255	0.0611	0.3333	0.0204	6%
高所得階層	879600	0.2673	0.4722	0.1262	1403748	0.3789	0.5798	0.2196	42%
所得階層	7372229		1.0000		8294146		1.0000		
合計									
グループ間		0.4353				0.4674			7%
合計		0.5911				0.7117			20%

出所)『税務統計から見た申告所得税の実態』から作成¹⁷⁾。

備考)低所得階層は70万円以下から200万円以下まで、中所得階層は300万円以下から700万円以下まで、高所得者層は1000万円以下から5000万円超を含んでいる。

表 3 は1985年と2005年における申告所得者全体をタイル尺度による寄与度分解をおこなった結果をまとめたものである。表によると、申告所得者全体としてタイル尺度は20%上昇しており、不平等度は拡大していることがわかる。寄与度分解をおこなった結果をみると、低所得階層では、タイル尺度は-4%となっており、不平等度は縮小している。中所得階層は6%の拡大となっており、全体の上昇率と比較して小さい。高所得層は上昇率が42%となっており、相対的に大きい値となっている。このことから申告所得税を納めている人の間での所得格差拡大の原因は高所得層における不平等度が拡大していることであり、むし

16) 「第 17 表給与階級別の諸控除」を用いた。

17) 「第 2 表所得階級別所得金額(合計)、納税者数(合計)」を用いた。

る低所得層では縮小していることがわかる。

次に、申告所得者全体から営業所得者と農業所得者を取りだしたデータによって申告所得者全体の不平等度の拡大がどの所得種類者によるものかを検証しよう。

表4は営業所得者のタイル尺度による寄与度分解をおこなった結果を示している。営業所得者全体では、タイル尺度は0.2189から0.5849へと167%拡大している。しかし、低所得階層においては、ほとんど変化していない。中所得階層では11%であり、全体の不平等度の変化率と比較すれば、その値は小さい。高所得階層の変化率は、137%となっている。また寄与度についても2005年時点では0.1232となっており、1985年の寄与度である0.013と比較して大きくなっている。これは、高所得者層の世帯数が大きく伸びていることも考えられる。表4からは、営業所得者における不平等度の拡大は、所得全体に占める高所得者層の存在が拡大していることと、高所得者層間で不平等度が拡大していることが原因であることがわかる。

表4 営業所得者のタイル尺度による寄与度分解

	1985年				2005年				タイル尺度
	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	変化率
低所得階層	1211498	0.0562	0.2983	0.0168	732005	0.0559	0.1352	0.0076	0%
中所得階層	1024288	0.0450	0.6047	0.0272	951578	0.0501	0.4781	0.0240	11%
高所得階層	45269	0.1343	0.0970	0.0130	142851	0.3187	0.3867	0.1232	137%
所得階層合計	2281055		1.0000		1826434		1.0000		
グループ間		0.1618				0.4301			166%
合計		0.2189				0.5849			167%

出所)『税務統計から見た申告所得税の実態』から作成。

表5 農業所得者のタイル尺度による寄与度分解

	1985年				2005年				タイル尺度
	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	世帯数	タイル尺度	ウエイト	寄与度	変化率
低所得階層	169624	0.0469	0.3255	0.0153	49690	0.0511	0.1442	0.0074	9%
中所得階層	143273	0.0380	0.6460	0.0245	79756	0.0513	0.6616	0.0340	35%
高所得階層	2093	0.0449	0.0285	0.0013	8805	0.0595	0.1942	0.0116	33%
所得階層合計	314990		1.0000		138251		1.0000		
グループ間		0.1043				0.1754			68%
合計		0.1454				0.2283			57%

出所)『税務統計から見た申告所得税の実態』から作成。

表5は農業所得者のタイル尺度による寄与度分解をおこなった結果を示している。農業所得者全体のタイル尺度は0.1454から0.2283へと57%拡大している。低所得者層では、9%拡大している。中所得者層、高所得者層では、それぞれ35%、33%拡大している。農業所得者の不平等度拡大は、中所得者層と高所得者層の格差が拡大したからであるといえよう。

以上みてきたタイル尺度による寄与度分解は、フロー所得における不平等度を計測した

結果であった。所得格差の拡大については再分配前の所得が注目されがちである。ストックにおける格差の拡大は利子所得、配当所得の格差につながり、フローの格差にも影響をおよぼす。そこで、85年から05年にかけて資産残高の格差がどのように変化しているのを見ることにしよう。

表6 貯蓄保有のタイル尺度による寄与度分解

	1985年			2005年			タイル尺度 変化率
	タイル尺度	ウエイト	寄与度	タイル尺度	ウエイト	寄与度	
低所得階層	0.0075	0.1793	0.0014	0.0171	0.2348	0.0040	126.2%
中所得階層	0.0029	0.2300	0.0007	0.0001	0.2663	0.0000	-95.5%
高所得階層	0.0602	0.5907	0.0355	0.0302	0.4989	0.0151	-49.9%
所得階層合計	0.0376	1.0000		0.0191	1.0000		-49.2%
グループ間	0.0769			0.0209			-72.8%
合計	0.1145			0.0400			-65.0%

出所)『貯蓄動向調査(1985年)』、『家計調査年報 貯蓄・負債編(2005年)』より作成¹⁸⁾。

表6は、『貯蓄動向調査(1985年)』と『家計調査年報(2005年)』の全世帯年間収入10分位のデータを用いて貯蓄現在高についてタイル尺度による寄与度分解をおこなった結果が示されている。表6によると、全体のタイル尺度は1985年から2005年までに0.1145から0.0400へと65%低下しており、不平等度は低下している結果が得られた。所得階級別に見ると、低所得階層ではタイル尺度は0.0075から0.0171へと126.2%上昇しており、不平等度は拡大している。一方で中所得階層と高所得階層においては、それぞれ-95.5%、-49.9%となっており、不平等度は縮小している。よって資産保有における不平等度の縮小は中所得者層、高所得者層における不平等度が拡大したことによる。表6から資産保有における不平等度は縮小していることがわかった。縮小している原因を見るために1985年と2005年時点での資産保有形態を見ることしよう。

表7は資産保有形態の推移をまとめたものである。表7によると、1985年から2005年にかけて、有価証券の保有率が20%から13%にまで低下している。一方で、通貨性預貯金の保有率が8%から16%へ上昇している。好景気から不況期にかけての株価低迷を受けて有価証券から安全性の高い現金保有への傾向が見てとれるし、また株価の低下が中所得者層、高所得者層における資産保有の不平等度が低下をもたらしたものと思われる。

18) 年間収入五分位・十分位階級別貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(全世帯)を利用している。なお、『貯蓄動向調査』の結果は2002年から『家計調査年報 貯蓄・負債編』に移行している。

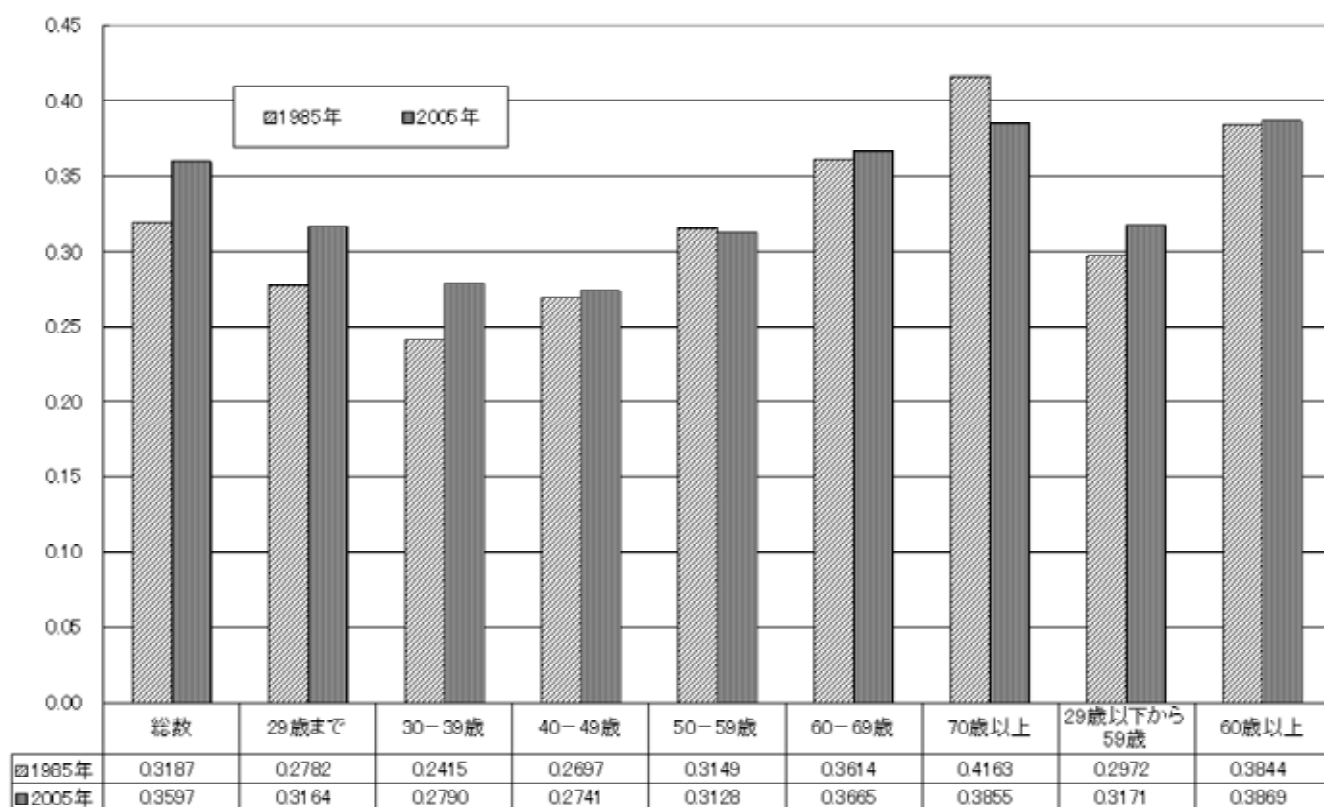
表 7 資産保有形態の推移

	1985年	2005年
通貨性預貯金	8%	16%
定期性預貯金	47%	44%
生命保険	23%	25%
有価証券	20%	13%
金融機関外	3%	3%

出所) 『貯蓄動向調査(1985年)』、『家計調査年報 貯蓄・負債編(2005年)』より作成。

2.3.年齢階級別の課税前不平等の推移

ここまでは所得階級別の不平等度について時系列的な動きを見た。前述したように所得格差の拡大については、人口の高齢化による部分が多い。また、世帯データを利用した場合、世帯人員が変化することによって不平等度は変化する。そこで以下では高齢化による不平等度の拡大を年齢階級別データによって確認する。



出所) 『国民生活実態調査 1985年』、『国民生活基礎調査 2005年』より作成。

図 3 年齢階級別の課税前ジニ係数

図 3 は、『国民生活実態調査(1985年)』と『国民生活基礎調査(2005年)』を用いて年齢階級別の課税前ジニ係数を計測したものである。抜本税制改革前の 1985 年と 2005 年のジニ係数を比較すると、0.3187 から 0.3597 へと不平等が悪化している。図 3 によると、総

数では、ジニ係数は 13 % 増加し、不平等度は悪化しているが、29 歳から 59 歳までの世代でみると 7 % の悪化にとどまる。不平等度の約半分は高齢化が影響している。そこで図 3 と同じデータを用いて、世帯主の年齢構成の分布を見てみよう。

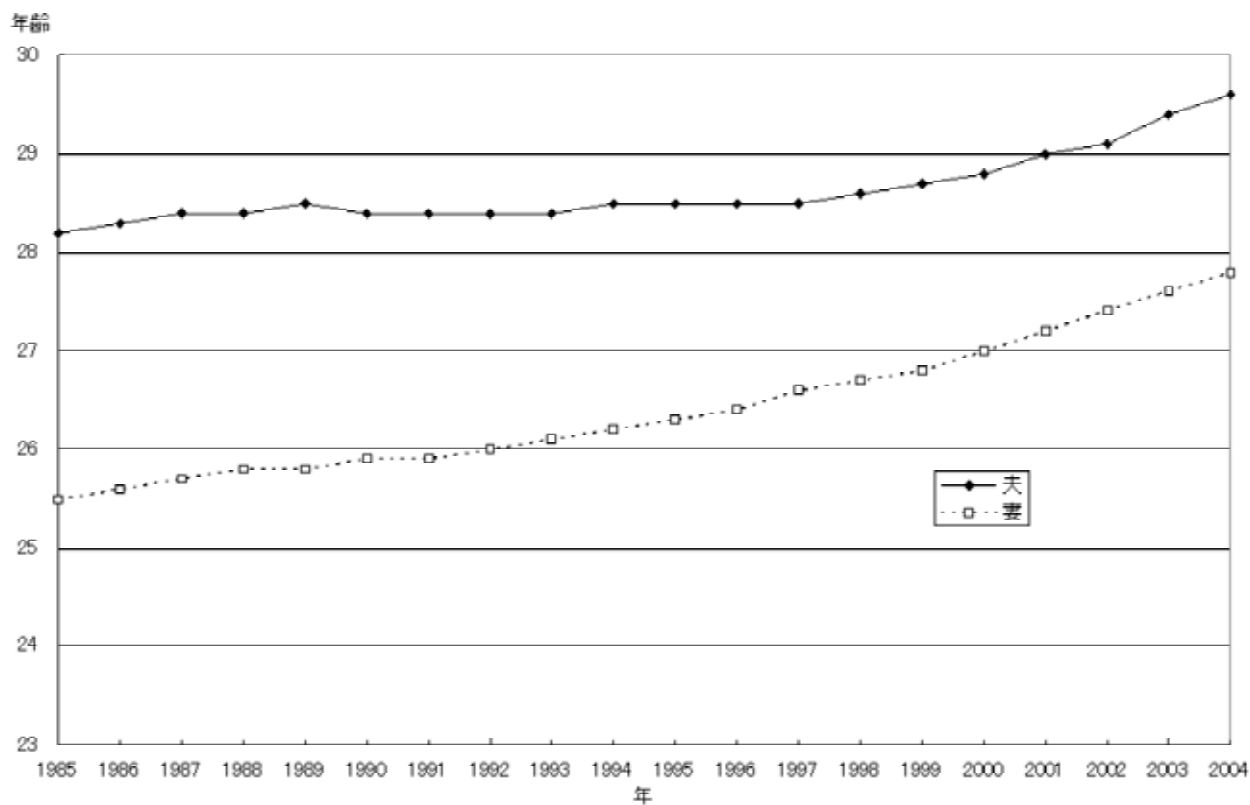
表 8 は、年齢階層別の世帯の分布を示したものである。表によると、85 年時点では世帯主が 60 歳から 69 歳までの世帯が世帯全体に占める割合は 13.8 % であったが、05 年時点では 22.1 % に上昇している。世帯主が 70 歳以上の場合は 85 年から 05 年にかけて 9.5 % から 24.8 % へ大幅に上昇している。すなわち世帯主が 60 歳以上である世帯が占める割合は 20 年間で 23.3 % から 46.9 % へと約 2 倍に伸びていることになる。世帯における高齢化が進んでいることがわかる。

表 8 年齢階層別の世帯の分布

	29歳まで	30 - 39歳	40 - 49歳	50 - 59歳	60 - 69歳	70歳以上	29歳以下 から59歳	60歳以上
1985年	6.8%	21.7%	24.4%	23.8%	13.8%	9.5%	76.7%	23.3%
2005年	4.7%	11.1%	14.8%	22.4%	22.1%	24.8%	53.0%	46.9%

出所) 『国民生活実態調査1985年』、『国民生活基礎調査2005年』より作成。

次に世帯構成の変化について検討してみよう。世帯レベルで課税前所得の格差が拡大しているとしても、過去と比較して単身者世帯が増加すれば、世帯あたりの所得が低下するので、統計上の所得格差は拡大してしまう。表 8 で示されている値を見ても 85 年から 05 年にかけて 30 歳から 39 歳までの世帯主の世帯が全体に占める割合は 21.7 % から 11.1 % へと約半分に低下していることがわかる。



出所) 厚生労働省統計情報部『人口動態統計』により作成。

図4 初婚年齢の推移

図4は、男女の初婚年齢の推移を描いたものである。図では、夫の初婚年齢が1985年から2004年にかけて28歳を少し過ぎた年齢から29歳半ばあたりまで1歳以上上昇している。妻の初婚年齢は1985年時点では25歳半ばであったが、2004年時点ではほぼ28歳にまで上昇している。上昇の幅は妻のほうが大きい。

表9 未婚率の比較

	1985年		2000年	
	男性 (%)	女性 (%)	男性 (%)	女性 (%)
25歳から29歳	60.4	30.6	69.3	54.0
30歳から34歳	28.1	10.4	42.9	26.6
35歳から39歳	14.2	6.6	25.7	13.8

出所) 総務省統計局『国勢調査報告』による。

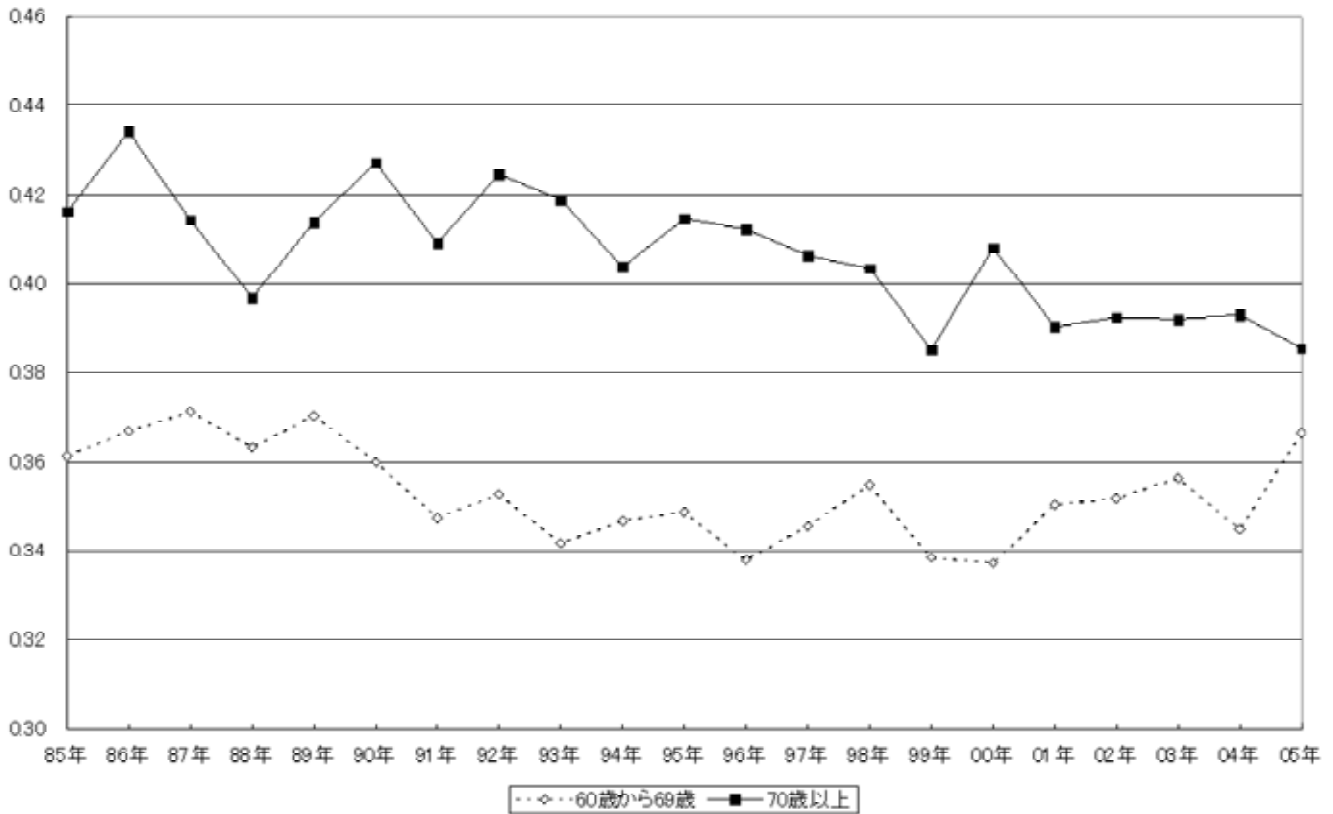
表 9 は、1985 年時点と 2000 年時点の未婚率を比較したものである¹⁹⁾。表によると、25歳から29歳までの女性の未婚率は、1985年に30.6%であったものが2000年には54.0%にも上昇している。これは世帯を構成する人員が低下していることを意味している。単身者世帯が増加しているものと考えられ、このことは世帯所得の低下につながり、世帯データとしてみた場合の所得格差拡大の要因となる。

次に高齢者間における所得格差の拡大について見ることにしよう。高齢化が進行することによって経済全体の所得格差の拡大があったとしても高齢者間における所得格差が拡大していることを問題視する考えもあるからである²⁰⁾。

図 5 では60歳から69歳までの世帯と70歳以上の世帯のジニ係数を1985年から2005年まで計測した結果が示されている。図によると、バブル経済が崩壊する直前では70歳以上の世帯間でジニ係数が上昇している。これは高齢者間において土地資産を持つものと持たないものとの間で格差が拡大しているものと解釈できる。バブル崩壊以降において70歳以上の世帯間でのジニ係数は下落傾向にある。60歳から69歳世帯での所得格差は1980年代後半から1990年代前半にかけて縮小傾向にある。2000年代以降では拡大傾向にある。これは60歳から69歳の世帯ではまだ労働市場で活躍する世帯主が多く存在することと、70歳以上のジニ係数がほとんど変化せず、2005年時点では低下にむかっていることから、近年は60歳を超えても労働市場にとどまるケースが増加したためであると考えられる。

19) 2005年の未婚率のデータは、公表されていなかったため、入手可能な最新年次のものを使用した。

20) 橋木(2000)を参照。



出所) 『国民生活実態調査 1985年』、『国民生活基礎調査 1986年から2005年』より作成。

図5 高齢者世帯のジニ係数の推移

これまでの課税前の不平等度を計測した結果に関しては、以下のようにまとめることができる。『家計調査年報』による全世帯、勤労者世帯データでは、1985年から2005年にかけての再分配前における不平等度は増減を繰り返してはいるが、2001年以降では1985年の水準に戻っている。『税務統計から見た民間給与の実態』と『税務統計から見た申告所得税の実態』からは、給与所得者の課税前での不平等度は1985年から2005年にかけてほとんど変化がないが、若干不平等化している。申告所得者は、1985年から2005年にかけて、タイル尺度で見れば、不平等度が20%上昇している。この要因は、営業所得者における高所得者層の不平等度が増したことが大きい。

資産保有における不平等度は1985年から2005年にかけてはタイル尺度で見れば、65%縮小している。これは過去20年間で資産の保有形態が有価証券から定期性預貯金へと移行したためである。年齢階層別に不平等度を見ると、1985年から2005年にかけて全体としては、ジニ係数で見れば、不平等度は13%拡大しているが、60歳以上の世帯を除くと不平等度は7%の拡大にとどまる。若年層、中年層の不平等度が拡大しているが、これは単身者世帯の増加によるものである。

3. 税制の再分配効果

前節までの分析によってこれまでの課税前の所得格差の拡大は世帯の高齢化を単身者の増加が主な原因であることがわかった。抜本的税制改革以降の所得税制改革は累進税率表のフラット化を進めてきたとされている。フラット化は、所得税による再分配効果を低下させることになる。しかし、税率表のフラット化が再分配効果の低下に直結するとは必ずしもいえない。たとえば、最高税率の引き下げが実施されたとしても、改革前の時点で最高税率が適用されている納税者が存在しないならば、改革による再分配効果への影響は発生しないからである。すなわち、フラット化が再分配効果に影響を与えたかどうかを検証するには、所得分布の変化をも考慮する必要があるわけだ。

3.1. 税制の再分配効果に関する先行研究

本章での再分配効果の計測結果をみるまえに、税制の再分配効果に関する先行研究を整理しておこう。表10は、日本での税制の再分配効果に関する先行研究の概要をまとめたものである。

表10 税制の再分配効果についての研究

出所	データ	分析手法と結果
橋木・八木(1994)	NEEDS-RADER『金融行動調査(1990年)』の集計データ	所得源泉別・年齢階層別 稼得所得では再分配効果あり、資産所得を含めると再分配効果は大きく低下
内閣府政策統括(2001)	『税務統計から見た民間給与の実態』と『国民生活基礎調査』の集計データ	90年代の所得税再分配効果 再分配後のジニ係数は「やや上昇傾向」、95年の税制改正により再分配機能が低下
深江・望月・野村(2006)	『税務統計から見た申告所得税の実態』の集計データ	所得税再分配効果を「税率」と「控除」に分解 1963年から1998年まで再分配効果は低下、1999年に急上昇 低下：高所得者層の税率の低下 急上昇：定率減税
林(1995)	『税務統計から見た民間給与の実態』の集計データ	所得分配と所得税制の両方の変化を考慮 累進度が1960年代から1970年代後半にかけて低下、1980年代には上昇、1989年時点では、1960年代と同程度

橋木・八木(1994)は、所得税、固定資産税、資本所得税の税負担による再分配効果について分析を稼得所得、帰属家賃所得、金融資産所得に所得源泉別に、かつ年齢階層別におこなっている²¹⁾。結果として、「税による所得再分配が稼得所得においては機能しているものの、資産所得まで含めた総所得に対しては機能が大きく低下している」としている²²⁾。

21) 彼らは世帯情報に詳しいとして、NEEDS-RADER『金融行動調査(1990年)』(日本経済新聞社)の集計データを利用している。このデータから税引き前の年間所得、年齢、性別、職業、職種、配偶者の有無、配偶者の年齢、配偶者の職業、扶養親族の数、扶養義務のある子供の数の情報が得られるとしている。

22) 橋木・八木(1994)45ページ、12行目から引用。

内閣府政策統括(2001)は、1990年代の所得税の再分配効果を分析しており、結果として、ジニ係数は1990年代において再分配前と再分配後は「やや上昇傾向」であり、95年の税制改正により高所得者層ほど恩恵を受けているとして、所得税の再分配機能が低下していると結論づけている²³⁾。

深江・望月・野村(2006)は、タイル尺度を用いて、所得税の再分配効果を「税率による部分」と「控除による部分」に分解して分析している²⁴⁾。結果として、再分配係数は「昭和38年以降全般的に低下傾向」「昭和44年～昭和50年と昭和62年～平成3年に急激に低下」「平成11年に急上昇する」としており²⁵⁾、急激に低下する効果は高所得階層の税率効果に強く依存し、急上昇する効果は定率減税の実施に起因するとしている。

林(1995)は課税前後の不平等度を計測する際に、所得分配の状況変化と所得税制の変化を分離して分析を行っている。林(1995)は『税務統計から見た民間給与の実態(1年超勤務者)』のデータより(2)式のような所得税の租税関数を推計し、(3)式、(4)式のような仮想税制を想定して課税前と課税後の分配状況を比較している。

$$t = \alpha y^\beta + \gamma \quad (2)$$

$$t = \alpha' y^{\beta'} + \gamma \\ \alpha' > \alpha, \beta' < \beta \quad (3)$$

$$t = \alpha'' y^{\beta''} + \gamma \\ \alpha'' < \alpha, \beta'' > \beta \quad (4)$$

結果として、1960年から1990年にかけての所得税の累進度については、「60年代から70年代後半にかけて低下、80年代には上昇という傾向が表れており、1989年度の税制改革を経た今日では60年代と同程度の累進度になっている」としている²⁶⁾。

3.2. 分析手法

本章では、税制の再分配効果をみるに際して、税制改正による部分と税制改正と所得分布の変化の総合的な効果の2つをみることにする。表10で紹介した既存研究では、林(1995)を除けば、税制改正による効果と所得分布の効果を総合した再分配効果をみているのにすぎない。本章では、以下のような手法により税制改正による再分配効果を抽出することにした。

本章で用いたデータは、1985年から2005年までの『税務統計からみた民間給与の実態』である。『税務統計からみた民間給与の実態』には給与収入の所得階級別の平均給与、その階級別に属する人数と扶養人数が記載されている²⁷⁾。このデータに毎年の税法をあて

23) 『税務統計からみた民間給与の実態』と『国民生活基礎調査』を利用している。

24) 『税務統計から見た申告所得税の実態』を利用している。

25) 深江・望月・野村(2006)1ページ、6行目から引用。

26) 林(1995)36ページ、11行目から引用。

27) 年齢別データではないので特定扶養控除については考慮していない。

はめることによって所得階級別の所得税と住民税の負担額を計測した²⁸⁾。

表11は、1985年から2005年にかけての所得税制の変遷をまとめたものである。給与収入から所得税負担を税法にしたがって計算するには、この表の給与所得控除の値を使用して、階級別の給与収入から給与所得控除額を計算する。次に、給与収入から給与所得控除を差し引いた所得金額から基礎控除、配偶者控除、扶養控除を差し引き、さらに社会保険料控除を差し引いて課税所得を産出し、国税については表11の累進税率表を適用して所得税額を求めた²⁹⁾。なお住民税についても、ほぼ国税と同様にして計算できるが、基礎控除等の人的控除の金額と税率表が異なっている。このような手順で計算した税負担額で課税前と課税後の所得額を求めることでジニ係数を計算する準備が整うことになる。

次に、税制の変化による純粋な再分配効果を取りだすために以下の作業をおこなった。ケース1として、当年の所得分布に当年の税制を適用させて所得階層別の税負担額を計測し、課税後のジニ係数を計測する。次にケース2として、当年の所得分布に前年の税制を適用させて税負担額を計測し、課税後のジニ係数を計測する。ケース2からケース1へのジニ係数の変化が税制の変化による純粋な再分配効果として現れることになる。さらに、比較対象のいまひとつのケースとして1985年時点の所得分布を固定した場合に計算できる課税後のジニ係数としてケース3を付け加えた。

28) 給与収入は2000年を基準とした消費者物価指数によって実質化されている。

29) 社会保険料控除については、財務省が課税最低限の計算の際に使用している簡易計算方式を用いた。

表 1 1 所得税制の変遷

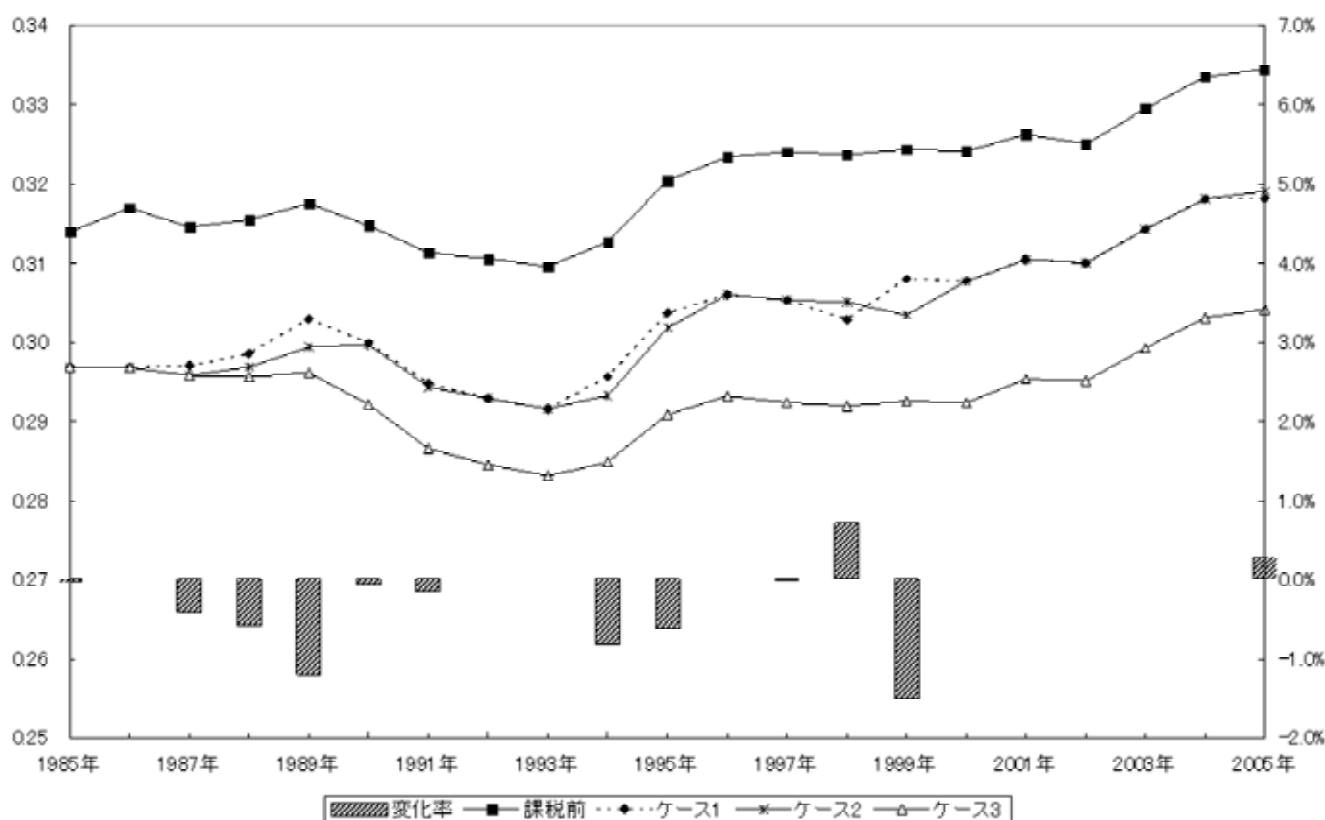
年	課税所得	限界税率	給与収入	控除率	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	
1984～ 86年	50万円以下 50万円を超える金額 120 " 200 " 300 " 400 " 600 " 800 " 1000 " 1200 " 1500 " 2000 " 3000 " 5000 " 8000 "	10.5% 12 14 17 21 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70	165万円まで 330 " 600 " 1000 " 1000万円超 最低控除額 57万円	40% 30 20 10	33万円 33万円 33万円			
1987年	課税所得 150万円以下 150万円を超える金 200 " 300 " 500 " 600 " 800 " 1000 " 1200 " 1500 " 3000 " 5000 "	限界税率 10.50% 12 16 20 25 30 35 40 45 50 55 60	同上			基礎控除33万円 配偶者控除38万円 配偶者特別控除 11.25万円 扶養控除 33万円		
1988年	課税所得 300万円以下 300万円を超える金 600 " 1000 " 2000 " 5000 "	限界税率 10% 20 30 40 50 60	同上			基礎控除33万円 配偶者控除33万円 配偶者特別控除 16.5万円 扶養控除33万円		
1989～ 94年	課税所得 300万円以下 300万円を超える金 600 " 1000 " 2000 "	限界税率 10% 20 30 40 50	給与収入 165万円まで 330 " 600 " 1000 " 1000万円超 最低控除額35万円	控除率 40% 30 20 10	基礎控除 35万円 配偶者控除 35万円 配偶者特別控除 35万円 扶養控除 35万円			
1995～ 98年	課税所得 330万円以下 900 " 1800 " 3000 " 3000万円超	限界税率 10% 20 30 40 50	給与収入 180万円まで 360 " 660 " 1000 " 1000万円超 最低控除額35万円	控除率 40% 30 20 10 5	基礎控除 38万円 配偶者控除 38万円 配偶者特別控除 38万円 扶養控除 38万円			
1999～ 2006年	課税所得 330万円以下 900 " 1800 " 18000万円超	限界税率 10% 20 30 37	同上		基礎控除38万円 配偶者控除38万円 扶養控除 38万円			
2007年～	課税所得 195万円以下 330 " 695 " 900 " 1800 " 18000万円超	限界税率 5% 10 20 23 33 40	同上		基礎控除38万円 配偶者控除38万円 扶養控除 38万円			

3.3. 税制の再分配効果の推移

図 6 には、課税前のジニ係数とケース 1、ケース 2、ケース 3 の 2 つの課税後ジニ係

数が描かれている。ケース1は、当該年度の所得分布に当該年度の税法をあてはめ所得税額・個人住民税額を計算し、課税後所得を求めて、課税後のジニ係数を計算したものである。ケース2は、当該年度の所得分布に前年度の税法を適用し、課税後所得を求めて、課税後のジニ係数を計算したものである。ケース2は、かりに税制改革が実施されなかった場合に、実現していたはずのジニ係数を示すことになる。ケース1とケース2の差は、税制改革による再分配効果の変化分を示すことになる。

図6によると抜本的税制改革が実施された1987年にケース1のジニ係数が低下していることがわかる。フラット化がジニ係数の悪化を招いたと考えるむきが多いが、実は税制改革前の税制を固定して計測したケース2も前年度よりもジニ係数が低下している。つまりジニ係数の悪化の原因は税制のフラット化によるものでなく、所得分布の不平等化によるものであったことになる。1999年に最高税率の引き下げをとまなうフラット化が実施されたケースにおいても、ケース1、ケース2ともに、ジニ係数が低下しており、かりにフラット化が実施されなかったとしても、課税前のジニ係数の悪化を防ぐことができなかったことがわかる。またケース3として1985年時点から所得分布が一定の場合の再分配効果を見ても、課税前のジニ係数とほぼ平行になっており税制による所得再分配効果は小さいことがわかる。



出所) 『税務統計からみた民間給与の実態(1985年から2005年)』より作成。

図6 税制による再分配効果の推移

3.4. 抜本税制改革前後の租税関数の変化

つぎに、抜本的税制改革以降の租税関数を計測してみよう。すでに指摘したように、給与収入と税負担の関係を示す租税関数の傾きをみれば、経済学的に労働意欲に影響を与えると考えられる「実効限界税率」がわかる。またそれにより、過去20年間における所得税制改革によってどのくらいフラット化が進行してきたのかが見て取れる。ここでは、抜本的税制改革として竹下税制改革をとりあげ、改革前と2007年税制における税率はどのようになっているのかを見るために各税制における単身者の所得税と住民税の負担額に関する租税関数を推計した。

租税関数を推計するために、本章では、税法にしたがい独身者の給与収入に対する所得税、住民税の負担額を計算した。具体的には、給与収入から給与所得控除を差し引き、給与所得を算出し、給与所得に基礎控除、社会保険料控除を適用して課税所得を求め、累進税率表を適用することで所得税、住民税の負担額を求めた。社会保険料控除については、財務省が課税最低限の計算の際に使用している簡易計算方式を使用した。このうち給与所得控除は表11に示されているように、給与収入が上昇するにつれて控除率が削減されるため、累進税率表と同様の再分配効果を持つことになる。このようにして計算した給与収入と税負担の関係を描いたものが図7である。

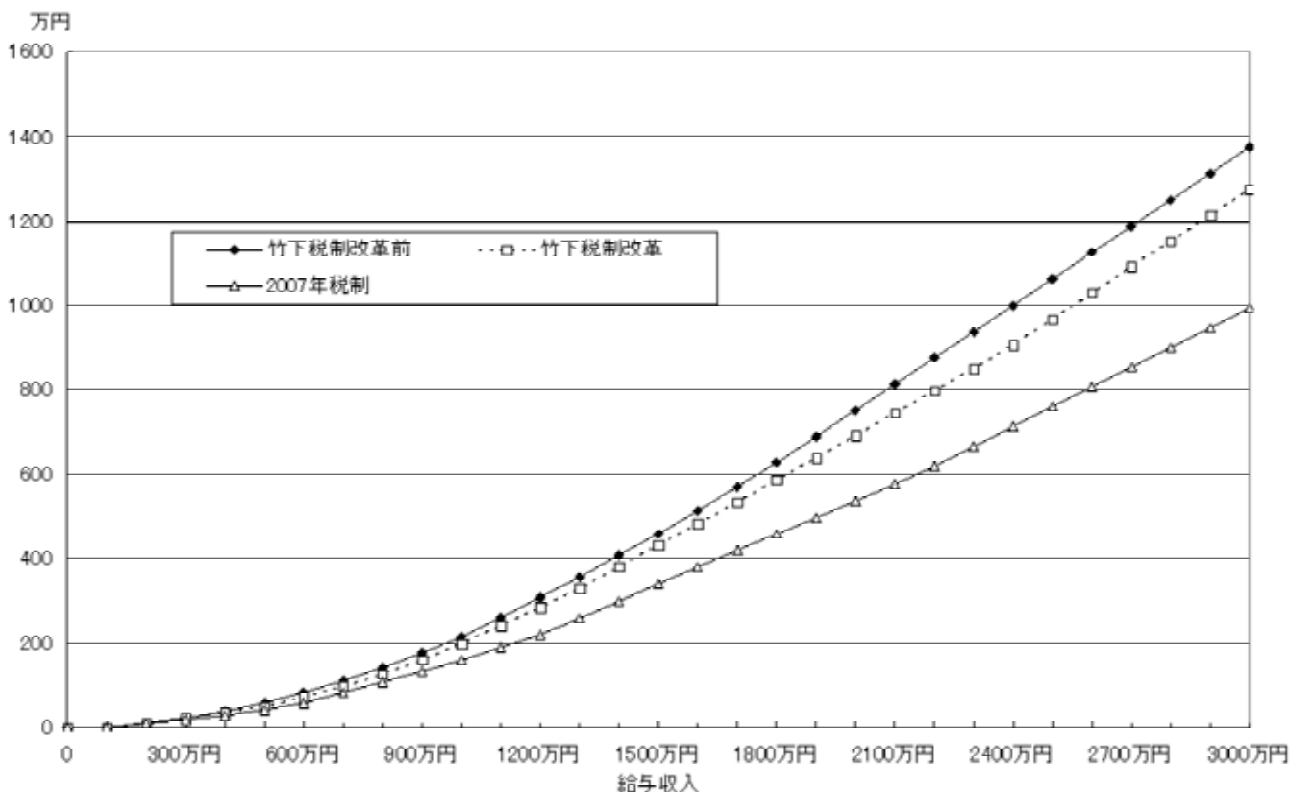


図7 抜本的税制改革前後における租税関数（単身者）

図7を見ると、抜本的税制改革以降の2つの租税関数の傾きは低くなっていることが読み取れることができ、税率表そのものが持つ累進度は緩くなっていることがわかる。結果

を見ると、給与収入が3000万円の単身者の税負担額は改革前で1377万円、改革後で1277万円、2007年税制では993万円となり、それぞれの税負担率は45.9%、42.6%、33.1%となり累進性は緩くなっている。しかし単身者で給与収入が3000万円というケースは稀であるのが現実である。そこで給与収入1500万円単身者のケースで租税負担額(租税負担率)を見てみると、改革前で459万円(30.6%)、改革後で432万円(28.6%)、2007年税制では339万円(22.6%)となっている。抜本的税制改革による税率改正によっても給与収入が1500万円の単身者では負担率が2%減少したにすぎない。2007年税制では、負担率が8%減少している。

4 . むすび

本章の分析では、所得格差の拡大の要因は、高齢化、単身者世帯の増加であることがわかった。このことから所得税の改革の方向性としては、納税者の多くを占める給与所得者に対する所得税の累進度の強化は格差問題の解消に直結しない。

給与所得に対する課税である所得税の累進度強化は、他の所得に対する税制と比較すると、水平的公平に反するものといえる。しかし、総合課税化は資産所得の限界税率を引き上げ、資本の国外逃避を招くことにつながり長期的な経済成長の阻害要因となりうる。営業所得者内における不平等度の拡大については、クロヨン問題の解決があり、納税者番号導入の是非とともに考える必要があるだろう。

所得格差の要因が高齢化にあるので、格差是正には税制のみならず、いまひとつの所得再分配政策である社会保障制度との一体的な対応が必要になる。税制と社会保障制度の改革によって所得格差の是正への対応を考える場合には、負の所得税についても考えていく必要があるだろう。これらについては、今後の課題としたい。

【参考文献】

- OECD (1998), "Income Distribution and Poverty in Selected OECD Countries", *Economic Department Working Paper*, No.189.
- Theil, H (1967), *Economics and Information Theory*, North Holland.
- 勇上和史 (2003) 「日本の所得格差をどうみるか - 格差拡大の要因をさぐる」 『JIL労働政策レポート』 Vol.3.
- 大竹文雄 (2000) 「90年代の所得格差」 『日本労働研究雑誌』 480号.
- 大竹文雄 (2003) 「所得格差の拡大はあったのか」 樋口美雄 + 財務省財務総合政策研究所編著 『日本の所得格差と社会階層』 日本評論社, 第1章所収.
- 大竹文雄 (2007) 「日本の所得・消費格差と再分配構造」 政府税制調査会5月11日資料.
- 大竹文雄・齋藤誠 (1999) 「所得格差化の背景とその政策的含意 - 年齢階層内効果, 年齢階層間効果, 人口高齢化効果 - 」 『季刊社会保障研究』 第35巻第1号.
- 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等』 日本経済新聞社.
- 太田清 (2000) 「国際比較から見た日本の所得格差」 『日本労働研究雑誌』 480号.
- 小塩隆士 (2006) 「所得格差の推移と再分配政策の効果」 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編 『日本の所得分配』 東京大学出版会, 第1章所収.

- 佐藤俊樹(2000)『不平等社会日本』, 岩波書店.
- 白波瀬佐和子(2002)「日本の所得格差と高齢者世帯」『日本労働研究雑誌』500号.
- 白波瀬佐和子(2005)「高齢化と経済的格差」『少子高齢社会のみえない格差』東京大学出版会, 第7章所収.
- 高山憲之(1980)「所得不平等の実態」『不平等の経済分析』東洋経済新報社, 第1章所収.
- 橋木俊詔・浦川邦夫(2006)「所得格差の拡大と貧困」『日本の貧困研究』東京大学出版会, 第7章所収.
- 橋木俊詔・八木匡(1994)「所得分配の現状と最近の推移」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会, 第1章所収.
- 橋木俊詔(1998)『日本の経済格差』岩波書店.
- 橋木俊詔(2000)「日本の所得格差は拡大しているか」『日本労働研究雑誌』480号.
- 内閣府政策統括(2001)「1990年代における所得税制改正の効果について」, 『政策効果分析レポート』, No.9.
- 西崎文平・山田泰・安藤栄祐(1998)「日本の所得格差 国際比較の視点から」『経済分析 政策研究の視点シリーズ11』.
- 橋本恭之・上村敏之(1997)「税制改革の再分配効果 - 個票データによる村山税制改革の分析」『関西大学経済論集』第47巻2号.
- 林宏昭(1995)「所得税の垂直的公平 - 累進度の計測 - 」『租税政策の計量分析』日本評論社, 第1章所収.
- 深江敬志・望月正光・野村容康(2007)「申告所得税における所得者別・所得階層別の再分配効果」日本財政学会編『財政研究 - 格差社会と財政 - 』第3巻, pp.123-141.
- 山田篤裕(2002)「引退期所得格差のOECD9カ国における動向, 1985 - 95年 社会保障資源配分の変化および高齢化, 世帯・所得構成変化の影響」『季刊社会保障研究』第38号第3号.